

指揮広報車仕様書

第1章 総則

1 目的

この仕様書は、井手町が平成30年度に調達する指揮広報車（以下『車両』という）について定める。

2 調達台数

調達台数は、1台とする。

3 概要

この車両は現場指揮統制等に必要な機能及び資機材を装備した四輪駆動車で、かつ京田辺市消防本部が管轄する消防特殊事象に対しても有効最適な機動性、耐久性に優れた高機能車であること。

4 艤装の条件

車両の艤装については、本仕様書に定めるほか次の条件を満たし、指揮広報車として最適な構造及び機能を有するものであること。

- (1) 車両は、荷重衝撃、まがり、ねじれ、ずれ等に対して十分余裕のある強度を有し、各部構造、装置は堅牢で耐久性に富み、消防活動の酷使に耐え得るものであること。
- (2) 安全確実に加工及び取り付けを行い、点検整備や万一故障が発生した場合は容易に取り外し及び修理ができるとともに経済的な維持管理を行える構造とすること。
- (3) 軽量、丈夫及び優美で一体感、統一感があること。
- (4) 使用取扱い上の安全性及び操作性を十分に考慮した車両であること。
- (5) 艤装に使用する材料は、日本工業規格品またはこれと同等品以上の材質で構成されたものであること。
- (6) 製作艤装全般にわたり、厳重に検査を実施すること。
- (7) 製作車両の艤装品等は、全て新規製品であること。
- (8) 艤装部品等の取付け位置については、その都度井手町と協議すること。

5 適合法令

完成車両は、緊急車両であり、次に掲げる法令、その他関係法令、通達及び規格等に適合するものであること。

- (1) 道路運送車両法及び道路運送車両法の保安基準
- (2) その他関係法令、通達及び規格等
- (3) 緊急自動車として承認が得られるもの

6 製作承認

受注者は、指揮広報車の製作に先立ち、井手町と製作上の細部にわたる打ち合わせを十分に行い、必要な指示を受けて下記図書類をA4版ファイルに綴じ込み、契約後速やかに3部提出し、井手町の承認を受けたのち製作すること。

- (1) 製作工程表
- (2) 製作承認図（外観図（カタログ代用可）、諸元明細表）
- (3) シャーシカタログ（メーカーカタログ）
- (4) その他井手町が指示とするもの

7 検査

仕様書及び承認図等の提出書類に基づき、受注者は工程ごとに自主点検を行うとともに井手町が立会いのうえ、検査及び試験を次により行う。ただし、公的機関の認定品または試験成績書等があるものについてはこれを省略することが出来る。なお、検査依頼は実施予定日の概ね10日前までに書類で提出することとし、検査については、営業及び製作担当者が必ず立ち会うこと。また、検査に要する一切の測定器等や費用及び交通費等は受注者が準備し負担すること。

(1) 完成検査

完成検査については、納車までに十分な期間を見込んで実施時期を設定するものとし、無線関係を除いた全ての部分は、完成した後に受注者直営工場で実施すること。

- ア 車体構造及び性能検査
- イ 装備品、積載品の装着、架装状況及び作動状況についての確認検査
- ウ 井手町の指定色塗装及び指定文字等の配列についての確認検査
- エ その他井手町が必要とする事項の検査

(2) 最終完了検査

最終完了検査については、車両納車日の少なくとも1週間以上前に総合的な検査を実施すること。

- ア 検査基準は、本仕様書のとおりとすること。
 - イ 完成検査時の指示事項に基づく検査
 - ウ 完成検査時に走行等の確認ができなかった部分についての確認検査
- (3) その他
- ア 上記以外に井手町、受注者がそれぞれ必要と認めるときは、特別点検を実施できるものとする。但し、実施については事前に連絡し実施内容等を書類で提出するものとする。
 - イ 検査及び試験において、振動、音響、発熱等の異常を認めた箇所については、直ちに修復したうえ再検査を受けなければならない。
 - ウ 納入に至るまでの検査、故障及び修理に要した費用の一切は受注者の負担とすること。

8 事故防止

車両の移動等については、事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合は、即刻井手町に連絡するとともに、その被害について一切の責任を負うものとする。なお、立会人や車両の移動費用及び回送費用等も全て受注者側にて負担すること。

9 新規登録等

- (1) 完成車両は、国土交通省陸運局の行う新規登録検査に合格後、納入すること。
- (2) 緊急自動車指定申請を行い、緊急自動車として承認を得たものであること。
- (3) 新規登録手続きは受注者が行い、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険（25ヶ月）、手数料（リサイクル料含む）は受注者が一時立替払いをするものとする。
- (4) 車両以外に積載品等、届出や申請が必要なものについては、受注者が全て負担すること。

10 最終完了検査後の提出書類

受注者は、完成車納入までに、下記の書類を各1部提出すること。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 自動車保管場所登録書の写し
- (3) 契約金額に係る内訳書
- (4) その他井手町が必要とするもの

1 1 納入前点検整備

受注者は、納入に際し、艤装、積載品、装備品及び車両本体の各部について十分な点検整備を行うとともに、使用燃料等（軽油、オイル及び空気等）は積載品、装備品を含めて全て満量状態にすること。

1 2 車両納入時提出書類

受注者は、車両納入時に、次の書類を井手町に提出すること。

- | | | |
|------|-------------------------|-----|
| (1) | 自動車検査証 | 1部 |
| (2) | 自動車損害賠償責任保険証（25ヶ月）及び受領書 | 各1部 |
| (3) | 自動車重量税領収書及びリサイクル券 | 各1部 |
| (4) | 緊急自動車証明証等 | 1部 |
| (5) | シャーシ取扱説明書 | 3部 |
| (6) | 積載品の取扱説明書 | 各1部 |
| (7) | 各種保証書 | 1部 |
| (8) | 艤装5面図及び積載図 | 各2部 |
| (9) | 製作工程写真（CD-Rまたはその他電子媒体） | 1部 |
| (10) | その他井手町が指示するもの | 必要数 |

1 3 納期及び納入場所

- | | | |
|-----|------|--|
| (1) | 納期 | 平成30年（2018年）12月21日（金）まで |
| (2) | 納入場所 | 京田辺市消防署井手分署
（京都府井手町大字井手小字尾ノ山34番地の1） |

※ ただし、大規模災害等の影響で納期が遅れる恐れが発生した場合は、井手町と協議すること。

1 4 取扱講習（技術指導）

受注者は、納入後に井手町の指定する日程で、納入車両を使用し、取扱訓練、点検整備、実技訓練及び維持管理についての講習会を隊員が十分習熟できるよう2回以上実施すること。なお、全てに係る講習会等の費用は受注者が負担するものとする。

1 5 保証

- | | |
|-----|--|
| (1) | 車両の保証期間は、完成納入後1年間とする。ただし、シャーシ、取付装置及び積載品等の保証期間は各メーカーの公表期間とする。 |
| (2) | 保証期間を問わず、設計不良、工作不良あるいは材料不良に起因す |

る不適合箇所が発生した場合は、受注者側の責任において早急かつ無償にて取替または修理を行うものとする。

- (3) 車両整備上、必要な所用部品は将来15年以上確保するとともに適正かつ迅速に対応できる体制を維持すること。

1.6 その他

- (1) 契約については、本仕様書を検討し、不明な点は井手町に質問し十分熟知のうえ契約するものとし、契約後における一切の疑義は全て井手町の解釈に従うものとする。
- (2) 受注者は、指揮広報車の製作進行中、諸般の理由で本仕様書及び承認図において変更を要するときあるいは、疑義不明な点が生じたときは、井手町に連絡のうえ、その指示を受けるとともに、詳細については井手町と協議のうえ、その指示に従うこと。
- (3) 設計、製作材料部品等において特許等工業所有権に関する法令等に抵触することがないよう必要な処置を講ずることとし、これらの運用、適用に係る費用は受注者が負担すること。また、特許その他権利上の問題が生じた場合は、受注者側でこれに関する問題解決を行うこと。
- (4) 井手町の指揮広報車配備事情等により、納入後も設計不良、材質不良等及び他の起因による故障発生も合わせ、点検修理が必要な場合は、すぐに対応できる体制が確保出来ていること。
- (5) 製作艱装全般にわたり厳重に検査を実施すること。
- (6) 本仕様書に明記されていない点は、原則メーカー公表の標準仕様とするが、事前に井手町に承認を得ること。

第2章 シャーシ仕様

1 概要

シャーシは、新車の最新型ワンボックスタイプ・標準ボディ・標準ルーフ・5ドア式とし、経済性及び動力性能に富み、操作性、耐久性、防蝕防水性に優れ、排出ガス規制・自動車NO_x・PM法等の環境に配慮した保安基準対応に適合し、あらゆる災害現場活動に十分耐え得る機能及び構造を有するものであること。

2 シャーシ諸元

- (1) 仕様 様 ワンボックス型、標準ルーフ、5ドアタイプ

- | | | |
|------|-----------|---|
| (2) | 駆 動 方 式 | 4 輪駆動方式 (リヤLSD機能付き) |
| (3) | エンジン排気量 | 2, 488 c c 以上のディーゼルエンジン |
| (4) | エンジン出力 | 95 k w (129 P S) 以上 |
| (5) | 変 速 機 | レバー式4速オートマチック以上 |
| (6) | 全 長 | 4, 600 mm 以上、4, 850 mm 以内 |
| (7) | 全 幅 | 1, 600 mm 以上、1, 900 mm 以内 |
| (8) | 全 高 | 1, 970 mm 以上、2, 110 mm 以内 |
| (9) | ホイールベース | 2, 600 mm 以下 |
| (10) | 荷 室 長 | 3, 000 mm 以上 |
| (11) | 車 両 総 重 量 | 4, 000 k g 未 満 (最大車両積載量で新規登録を行うこと) |
| (12) | 乗 車 定 員 | 6 名 以上 |
| (13) | ステアリング | パワーステアリング (チルト機能付き) |
| (14) | トランスミッション | レバー式4速オートマチック以上シフトレバーを「R (リバース)」の位置にした際、キャブ内外に警報音が鳴動する構造とすること (入切スイッチ付) |

3 シャーシ取付品

- (1) ラジアルタイヤ (メーカー純正スチールホイール付)
- (2) 左右アウターミラー (電動格納式)
- (3) ABS (アンチロック・ブレーキ・システム) & ブレーキアシスト
- (4) SRSエアバッグ (運転席のみ)
- (5) ハイマウントストップランプ
- (6) プライバシーガラス (カットフィルム、運転席・助手席以外)
- (7) LED式ヘッドランプ
- (8) 隊長席用補助ミラー
- (9) ワイヤレスドアロックリモートコントロールキー (リモコンドアロックキー含む2本)
- (10) デュアルエアコン (フロント及びリヤ)
- (11) バックガイドモニター
- (12) 標準工具及び工具セット
- (13) 非常信号灯
- (14) 寒冷地仕様
- (15) パワーウインドウ (バイザー付)
- (16) 集中ドアロック

- (17) アクセサリーコンセント（AC100V）
- (18) オーディオレス
- (19) その他 本仕様書に明記されていない点は、メーカー公表の標準仕様書のとおりとする。なお、装備品の取り付け位置、スイッチ類の形状及び位置、配線要領等細部にわたり井手町と打ち合わせた上でシャーシ改造を行うこと。

4 シャーシ付属品

- (1) ジャッキ
- (2) 非金属タイヤチェーン
- (3) 停止表示板
- (4) 前後フロアゴムマット（メーカー純正品）
- (5) サイドバイザー（メーカー純正品）
- (6) マッドガード（メーカー純正品、ボディ同色）
- (7) スタッドレスタイヤ（メーカー純正スチールホイール付）
- (8) カメラ一体型ドライブレコーダー（メーカー純正品）
- (9) 粉末消火器（蓄圧式自動車用10型）

第3章 車体仕様

車両の構造については下記事項に従い、操作性、取り出し及び収納時の利便性、または走行時の振動による積載物品の移動や落下等がないよう十分考慮して製作すること。

1 全般

- (1) 使用材料及び部品のほか製品等については全て新規製品を使用すること。
- (2) ボルト及びナット類は原則として全てステンレス製部材を使用し緩み止め処置を施し締め付けること。
- (3) コーキング及びシーリング類を使用する場合は弾力性に富み、かつ経年劣化による硬化し難いものを使用すること。
- (4) 樹脂類は難燃性で、ゴム類を使用する場合は耐油性の合成ゴムとし木材は十分乾燥したものを使用すること。なお、各資機材についても同様とする。
- (5) 資機材積載部はシャーシに強固に取り付け、強度を損なわない範囲で可能な限り軽量化を図り、前後左右の加重バランスを考慮すること。

- (6) 可能な限りデッドスペースの削減を考慮し、本仕様書で記載のない箇所、収納する有効スペースがある場合は、井手町と十分に協議をした上で施工すること。
- (7) 架装用スイッチは、指定するものを除き、操作目的に応じて1箇所にとまとめ、結線先及び名称等のアルミ名盤を付すること。

2 車両艤装

- (1) ルーフ形状は、標準ルーフとする。
- (2) リアサイド、リアクォーター及びバックドアの窓は、黒色フィルムにより車外から車内が視認できないようにすること。
- (3) 消防署マーク（赤色丸型台座付き）をボンネットフロント中央部付近に取り付けること。
- (4) 後輪（両側）に路肩灯を取付けること。また路肩灯はLEDによる省電力型でスモールランプに連動すること。
- (5) 塗装面の保護及び作業安定性のため、バックドア部にアルミ縞板性滑り止め処置を施すこと。
- (6) 車両の指示位置にAC100V（出力100W程度）コンセントを1箇所設けること。

3 車体艤装品

- (1) ドア等
 - ア 車両後部席昇降用ドアは左右スライド式、資機材積載部ドアはダンパーを使用した、跳ね上げ式バックドアとし、運転席より施錠及び解錠ができること。
- (2) 前座席
 - ア ダッシュボード中央付近に左右の側位照明灯及び左右赤色点滅灯等のスイッチパネルを装備すること。
 - イ ダッシュボードには電子サイレンアンプを体裁よく取り付けること。
 - ウ フロントガラス上部の適切な位置にドライブレコーダーを取り付けること。なお、取り付け位置等は事前に井手町と協議すること。
 - エ 運転席、助手席の床はフロアゴムマットを設置すること。
 - オ その他詳細については、井手町と別途協議すること。
- (3) 後座席
 - ア 床はフロアゴムマットを設置すること。
 - イ 資機材収納庫は走行中の振動等から積載品を保護する必要がある部

- 分には機器保護用クッションゴムを貼り付けること。
- ウ 自動車用粉末消火器10型1本を活動に支障のない位置に強固に取付けること。
- エ その他詳細については、井手町と別途協議すること。
- (4) 資機材積載部
- ア その他詳細については、井手町と別途協議すること。
- (5) 電気配線、スイッチ等
- ア 電気配線は機器の消費電流等を計算した上で許容電流及び電圧降下を考慮し、十分余裕のある配電をすること。
- イ 露出する電気配線等は防水処置及び保護処置（コルゲートチューブ及びスパイラルチューブ等を用いること）のための被覆処理を施すこと。
- ウ 配線の接続及びコンセントのうち降雨時等に滞水することが疑われる箇所については防水型カップラーを用いること。
- エ 配線等の貫通部にはプッシングゴム等を用いて保護処理を施すこと。
- オ キャブ内の各種スイッチ類の固定箇所には十分な補強を施すこと。
- カ 車両積載品及び艀装に関してメインスイッチが必要な場合には、指示する箇所に設けること。
- キ 無線機等からアンテナ間の配線が車外に露出することがないように内部に配線路を設け、配線等が損傷しないよう保護処理を行うこと。
- ク その他詳細については、井手町と別途協議すること。

第4章 緊急装備品関係

1 散光式蛍光灯

- (1) ルーフ上方に緊急走行時の視認性を考慮した散光式赤色灯（大阪サイレン社製NF-ML-XJD-LA）を取り付け、風圧及び走行振動等によるがたつきが発生しないよう必要に応じて補強等を図ること。なお、スイッチはサイレンアンプ連動式とすること。
- (2) フロント部及びバックドアの指示位置に赤色点滅灯（大阪サイレン社製LFA-50）を各2カ所取り付け、アンプ内蔵スイッチに連動させ、減光入り切りスイッチを運転席付近に設けること。なお、発光パターンについては別途協議することとする。
- (3) 各点滅灯は専用リレーを介して取り付けること。

2 電子サイレンアンプ及び無線機等

- (1) キャブ内（指示位置）に電子サイレンアンプ（大阪サイレン社製M a r K-D 1、T S K-D 1 5 1）を設け、点検に必要な余裕配線を十分取っておくこと。
 - ア 使用する消防広報メッセージは次のとおりとする。
右折：No.5 4 0、左折：No.5 5 0、渋滞通過：No.5 2 4。
 - イ 右左折時の消防広報メッセージは右左折指示レバーと連動して広報され、キャンセルスイッチ等により任意で放送されない構造とすること。
 - ウ 渋滞通過メッセージは運転席及び助手席から容易に操作できる位置にスイッチを設けること。
- (2) アンプ用マイクはセンターコンソール周辺に取り付けること。
- (3) その他アンプに内蔵された別途指示するメッセージをマイクリモートにより広報できること。
- (4) 無線機等
 - ア 無線機、配線工事及びアンテナ取り付け等の前には十分に井手町と協議した上で工事に取りかかること。
 - イ 無線機については、井手町保有の現有車両から取り外し積載すること。
 - ウ 本体若しくは操作部は、車両の指示位置に設置すること。
- エ 車内スピーカー
車両前座席及び後座席には無線用スピーカー（大阪サイレン社製S P-4 A）を設けること。
- オ 配線等
 - (ア) 配線及びアンテナについては新規製品を使用すること。
 - (イ) 車両アンテナ及び電源ケーブルについての配線は、消防活動上及び車両運行上支障があつてはならず、貫通部及び配線止めには必ず緩衝物を用い、摩擦損傷は防止する工法とするとともに、結束バンド等を用いて可能な限りまとめて納めること。
 - (ウ) 電源は車両電源使用時、キーオンにより電源オンになり、キーオフにより電源オフとなる構造とすること。
 - (エ) アンテナの取り付け位置には、天井内張りに点検口を設けること。
 - (オ) アンテナの取り付け位置は無線感度及び優美に仕上がるよう十分配慮し、井手町、受注者が十分に協議した上で工事に取りかかること。

第5章 塗装及び記入文字

1 塗装要領

- (1) 車体は朱色とし、完全なる防錆処置を施したうえに脱脂し、プライマー、パテサフェーサを行い、十分乾燥させ、3回以上の塗装及びクリア塗装を行うこと。塗料については、VOC（揮発性有機溶剤）削減、環境負荷物質（鉛など）を一切含んでいない等、環境を考慮したウレタンを使用すること。その後、細目ペーパーにより塗装面を滑らかにし、鏡面仕上剤による艶出し加工を施すこと。
車体全周に反射テープを装備すること。
- (2) キャブ床裏側、積載品庫床面等には十分アンダーコーティングを施すこと。
- (3) ミラーステー及びミラー枠は純正色、フロントグリルについても（シャーシメーカー純正仕様）とすること。
- (4) アルミ製及びステンレス製の朱色塗装は、特に指示がない限り施さないこと。

2 記入文字

- (1) 記入文字については次のとおりとすること。なお、カッティング文字使用を原則とし、書体、色、位置及び大きさについては別途指示する。
 - ア サイド左右ドア部に「京田辺市消防本部 井手分署」と記入。
 - イ フロント左側に「102」と記入。
 - ウ 車両後部左側に「井手」、車両後部右側に「指揮102」と記入。
 - エ フロントドア左右に「17Y102」と記入。
 - オ サイド左右ドア部に「KYOTANABE FIRE DEPARTMENT」と記入。
 - カ サイドリアガラス左右に「COMMAND」と記入。
 - キ バックドアに「京田辺市消防本部」と記入。
 - ク 対空標示として「京都 京田辺 指揮102」と記入。

第6章 廃車関係

1 概要

本町既存車両1台の車体に表示されている名称を抹消し、廃車処理及び緊急自動車指定の更新手続きを行い、町まで廃車証明書類等を提出するも

のとする。

なお、費用は、受注者が負担するものとする。

2 廃車車両の概要

- | | | | | | |
|------|---------|-------------------------|-------------|--------|-----|
| (1) | 自動車登録番号 | 京都 | 830 | は | 119 |
| (2) | 車名及び型式 | 三菱 | ランサーセディアワゴン | TA-C55 | W |
| (3) | 車体の形状 | 消防車 | | | |
| (4) | 全長 | 441cm | | | |
| (5) | 全幅 | 169cm | | | |
| (6) | 全高 | 166cm | | | |
| (7) | 車両重量 | 1350kg | | | |
| (8) | 乗車定員 | 5人 | | | |
| (9) | 総排気量 | 1.83L | | | |
| (10) | 登録年月日 | 平成13年9月19日 | | | |
| (11) | 車体色 | 赤 | | | |
| (12) | 走行距離 | 82,867km (平成30年5月29日現在) | | | |